

対象区域等における「保全と利活用」に関する取組（案）について

1 蒲生干潟における今後の取組について

事務局としては協議会の意見を受け、蒲生干潟の保全と利活用を図るため、「利用・ルール」を検討するためのゾーニングと対象とする区域の再設定の議論を進め、対象とする区域の大枠や利用のルールについて第18回協議会に事務局案を提示し協議する予定。

しかし、ゾーニングについては鳥類（水鳥）を保全する区域にとどまっていることから、蒲生干潟で行われている取組みの全体像及び今後の活動について把握するため、対象区域等での構成委員・団体ごとの「保全及び利活用」に関する取組の収集・整理を事務局より提案するもの。

2 各主体の取組（案）

（1）団体による取組

- ①蒲生のまちづくりを考える会
- ②蒲生を守る会
- ③日本雁を保護する会
- ④日本野鳥の会宮城県支部

（2）研究者委員によるモニタリング

（3）環境省東北地方環境事務所の取組

（4）仙台市の取組

（5）宮城県の取組

（6）関係行政機関の取組

- ①東北地方整備局港湾航空部
- ②東北地方整備局仙台河川国道事務所